

岡崎市消防支援隊設置要綱

岡崎市消防本部

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時に岡崎市消防本部(以下「消防本部」という。)の退職者及び岡崎市消防団の退団者が有する知識、技術、経験を活かし、消防署並びに消防団が行う消防活動等を支援する岡崎市消防支援隊(以下「支援隊」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援隊は、地震等の大規模災害の発生時に本市域における災害活動を支援することを承諾し、あらかじめ消防本部に登録した者をもって組織する。

(資格)

第3条 支援隊員の資格は、岡崎市消防本部退職者(以下「元消防職員」という。)及び岡崎市消防団退団者(以下「元消防団員」という。)のうち、心身とも健康でかつ第5条に定める支援活動が可能であると認められる者とする。

(登録等)

第4条 支援隊への登録は、様式第1号による岡崎市消防支援隊登録申請書をもって行うものとする。

2 支援隊員は、登録内容に変更が生じた場合には、その内容を速やかに消防長に届けなければならない。

3 支援隊員は、登録を辞退する場合には、様式第2号による岡崎市消防支援隊脱退届を消防長に提出するものとする。

(活動内容)

第5条 支援隊の活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消火活動の支援
- (2) 救急活動の支援
- (3) 救助活動の支援
- (4) 地域防火防災活動の支援

(参集)

第6条 支援隊員は、岡崎市において震度6弱以上の大規模な地震が発生し、かつ市内全域に被害が拡大していると予想される場合には自主参集するものとする。ただし、その他の災害の参集については、消防長から要請があった場合とする。

2 支援隊員の参集場所は、消防署所又は消防団車庫警備室等とする。

(貸与品)

第7条 活動時に支援隊員である旨を標示するジャンパー、ヘルメット、編上靴及び皮手袋を貸与するものとする。ただし、元消防職員にあっては、職員当時に支給されたヘルメット、編上靴及び皮手袋を引続き使用し、ジャンパーを貸与するものとする。

(災害補償)

第8条 支援隊員が支援活動により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合には、岡崎市消防団員公務災害補償等条例(平成17年岡崎市条例第41号)を適用し補償するものとする。

(登録抹消)

第9条 支援隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 心身の故障のため、支援活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 前号に規定する場合のほか、支援隊員として適格性を欠く場合
- (3) 所在が不明となった場合

(事務局)

第10条 事務局は、消防本部総務課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援隊に関する必要な事項は消防長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。